さいたま市総合振興計画審議会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、さいたま市総合振興計画審議会条例（平成１４年さいたま市条例第１号。以下「条例」という。）の規定に基づき、さいたま市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議決）

第２条　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第３条　条例第６条の規定により、審議会に置く部会及び主な所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	主な所掌事務
第１部会	「各分野の政策と施策」（環境、健康・スポーツ、教育、生活安全、福祉、子ども・子育て、文化）、「将来都市構造」、「重点戦略」（第２期「さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねる）及び「各区の特性と将来像」に係る検討
第２部会	「各分野の政策と施策」（コミュニティ・人権・多文化共生、都市インフラ、防災・消防、経済・産業）、「質の高い都市経営の実現」（市民協働・公民連携、高品質経営市役所）、「将来都市構造」、「重点戦略」（第２期「さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねる）及び「各区の特性と将来像」に係る検討
調整部会	複数の部会に関係する事項の調整

２　部会に属する委員は、会長が指名する。ただし、調整部会においては、会長、条例第４条第３項の規定により会長が指定した委員、次条に規定する部会長及び副部会長並びに会長が指名する委員をもって充てる。

（部会長及び副部会長）

第４条　部会に部会長及び副部会長を置く。

２　部会長は、当該部会に属する委員の互選により定める。

３　副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。

４　前２項の規定にかかわらず、調整部会の部会長は会長を、副部会長は条例第４条第３項の規定により会長が指定した委員をもって充てる。

５　部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

６　部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

（部会の会議）

第５条　部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

２　部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　第２条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（報告）

第６条　部会長は、部会での調査審議結果について、速やかに会長に報告する。

（部会の会議の出席）

第７条　部会長は、特定の事項の審議に関し、必要と認めるときは、他の部会の委員に対して、会議への出席を求めることができる。

２　前項の会議に出席した委員は、第５条第２項及び同条第３項において準用する第２条に規定する出席委員数には含めないものとする。

（会議の公開）

第８条　審議会及び部会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱第４条第１項の規定により、会議の全部又は一部を公開しないことを会長又は部会長が審議会又は部会に諮って決定したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（傍聴に関する事項）

第９条　会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（会議録の作成）

第１０条　審議会は、会議開催後、速やかに開催した会議の会議録（次項において単に「会議録」という。）を作成するものとする。

２　会議録は、会長又は部会長の承認を得て確定する。

（関係者の出席）

第１１条　会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求

めることができる。

附　則

この要綱は、令和４年１１月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１０月４日から施行する。